

# 自治調査会

vol. 004

発行日：2014年7月15日

7  
2014

市町村職員向け情報提供誌

## ニュース・レター



### オリンピックと市町村 ..... 2

明治大学公共政策大学院 教授 青山 侑

### 公益財団法人 東京市町村自治調査会 平成25年度事業報告 ..... 6

### 平成25年度 調査研究報告書の紹介 ..... 7

姉妹都市・友好都市交流の新たな可能性に関する調査研究報告書  
自治体の空き家対策に関する調査研究報告書  
職員の採用と育成手法に関する調査報告書  
市町村における公文書管理方法に関する調査報告書  
自治体クラウドを活用した市町村の広域連携に関する調査報告書

### 平成25年度 調査研究報告書の解説 ..... 12

姉妹都市・友好都市交流の新たな可能性に関する調査研究報告書について  
東京経済大学 教授 羽貝 正美

### かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 — ..... 16

市民協働について ～地域力の結集がもたらすもの～  
調査部 研究員 石田 一博

ふるさと納税とクラウドファンディングについて  
～寄附者のパーソナリティと意向の調査から～  
調査部 研究員 古川 拓朗

いまさら聞けない行政用語 「特別徴収」について  
調査部 研究員 幡野 尚裕

### 平成25年度 調査研究「出張フォーラム」の募集 ..... 28

### 平成27年度 調査研究テーマの募集 ..... 28

# オリンピックと市町村

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 青山 侑

## 1. オリンピックで社会が変わる

オリンピックは国家ではなく都市が主催する。2020年オリンピックの場合は、東京都が主催する。したがって東京の市町村はオリンピック主催者の重要な一翼を担うことになる。

競技場の大半は、代々木一帯と臨海部に集中しているが、各国選手団は日本の気候に慣れるため、事前に日本の各地でキャンプをして練習をするから、日本の各地はテレビ報道や観戦だけでなくいろいろな機会を通じてオリンピックと関わることになる。

東京の市町村にとっては、近代五種競技の会場となる武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）や味の素スタジアムなどの競技場だけでなく、地域として、まちとしてどうオリンピックに関わっていくかが大きな課題となっている。

オリンピックで東京を訪れた選手、関係者、観客は、競技に参加しあるいは観戦するだけでなく日本の各地に旅行する。かつて福岡でアジア太平洋博覧会を開催したときは、九州各地にアジアの人が旅行し、それ以来、アジアの人たちにとって九州は馴染みやすい地域となった。愛知万博のときは、万博を見物した人たちの多くが新幹線で東京に移動して当時完成しオープンしたばかりの表参道ヒルズを訪れたりした。オリンピックは、日本の各地にとって、観光開発のチャンスでもある。

オリンピックにおいては、スポーツだけでなく文化が第二の柱として位置づけられていて、文化イベントはオリンピック開催の3年前から全国各地で開催される。2012年ロンドンオリンピックでも文化イベントがイギリス各地で3年前から開催され、オリンピックムードが盛り上がった。

東京は、ニューヨークやロンドンなど世界の成熟国家の大都市と比べて、治安、交通、道路、清潔などの点では優位を保っているが、文化や芸術を楽しむという点ではまだまだといえる。

成熟社会の特徴は、少子化、高齢化、人口減少、経済の低成長だけではない。人々が生活の質の向上を求めてやまない点も成熟社会の大きな特徴だ。スポーツが盛んになり、音楽や絵画、そのほかのアートやエンターテインメントを楽しむ、多様な価値観を互いに認め合うのが成熟社会だ。

1964年東京オリンピックのとき、東京は首都高速道路や環七、そして東海道新幹線をつくった。それがその後の高度経済成長に大いに寄与した。東京は世界の大都市のなかでも道路面積率が低く、それぞれの道路の幅は狭いが、それでもニューヨークやロンドンに比べると渋滞の程度がまだマシなのは、このときつくった立体道路という世界でも稀な都市構造のおかげである。

都市内道路の連続立体交差も新幹線も欧米の模倣ではなく日本独自の発想だ。この時点で日本は都市構造においてヨーロッパやアメリカのキャッチアップを終えて独特の都市をつくり始めた。

そこには新たな時代をリードする日本人の気概が表現されていた。結果として1964年の東京オリンピックは都市の進化に最も貢献したオリンピックのひとつとなった。

2020年オリンピックに向けて東京は、1964年オリンピック当時のような本格的な都市改造を実施することにはならない。もちろん、建設中の首都高速道路中央環状線や首都圏外郭環状道路（外環）、首都圏中央連絡道路（圏央道）す

なわちいわゆる三環状道路の完成は急がれるし、いくつかの点で鉄道ネットワークの改善が必要とされるが、新たに長大路線を建設することにはならない。

## 2. オリンピックを楽しもう

時代は工業化社会から成熟社会・高度情報化社会へと移行している。それにふさわしい変化が東京にも求められている。

2020年に向けてこれからの日本では、スポーツを楽しむ人は飛躍的に増えていくだろう。スポーツ分野において、競技人口も観客も飛躍的に増えるだろう。いままではマイナーとされていたスポーツ種目もメジャーになるかもしれない。

現在、主要な駅近くの民間ビルの中には、民間会社が経営するジムやプールが入っていて利用者が集まり、それなりに賑わっている風景を見ることができる。しかし50年ほど前の日本ではこのような現象は想像することすらできなかった。当時、体育館やプールは自治体が設置するものと誰もが思っていた。今では、民間経営として利益をあげているのである。世の中は、私たちの想像力を超えて進化していく。スポーツ人口についても同じである。

文化や芸術についても同様だ。私たちはいま、一流のミュージカルやオペラ、コンサートのために大金を使ってニューヨークなどに出向く。たとえばブロードウェイの劇場に行くと、そこでは現地に住むニューヨーカーが家族連れで普段着で一流の芸術を楽しんでいる。ジャズレストランなどでもそうだ。

日常的に観ているから目も耳も肥えている。下手な演奏や演技に対してはブーイングで演者や奏者あるいは歌手を倒してしまう。だからプロの腕が磨かれ、一流の芸術家が育ったという一面もある。

ニューヨークのハーレムにあるアポロシアターという劇場ではアマチュアナイトという催しがあって、アマチュアが次々と登壇するが、

次々と観客のブーイングによって退場を余儀なくされる。それらの中で優れた演奏や歌があると観客は打って変わって惜しめない拍手によって称賛する。ここからは何人もプロが巣立っていった。

日本の社会で一流の文化芸術を育てるためには、まず、私たちが率先して遠慮なく、文化芸術を楽しむことが大切だ。そうすればいいものが育つ。いいものができれば、世界の人がそれを見るために集まる。オリンピックも、そういう機会として利用すべきだ。おもてなしは大切だが、私たちがオリンピックを楽しむべきだ。

ニューヨークやロンドンには、スポーツ、ファッション、美術、音楽、産業イベント、さまざまなエンターテインメントを楽しむ場がそこかしこにある。多くの市民がそれらを利用し、十分にビジネススペースに乗っている。オリンピックに向けた再開発において東京で新築されるのは、オフィスとマンションばかりというわけにはいかない。スポーツ施設や美術館、イベントホールなどが重視される時代になっていく。

オリンピックはスポーツの祭典であることはもちろん、近年は文化性、芸術性、ファッション性、デザイン性を競うイベントになっている。オリンピックを契機に、日本にも生活を楽しむ文化が根づいていくだろう。将来、東京にスポーツや芸術、イベントを目当てでやってくる観光客があふれるようになれば、十分に歴史的意義があるオリンピックだったといえよう。2020年オリンピックには、このような都市の変化、社会の変化が期待されていると思う。

## 3. 最先端技術活用の

### 省エネ都市像発信を

地震や水害、噴火など自然災害があるたび強くなってきた東京であるが、日本はエネルギー資源が乏しい国土であることから、世界に冠たる省エネルギー構造の都市をつくってきたことも確かである。地球環境問題が人類最大の問題

となりつつある今日、この東京の最先端技術活用による省エネルギー構造を世界にアピールするべきである。それには、オリンピックはいい機会だ。

ロンドンの基本構想『ロンドンプラン』（2004年）は、産業革命後、工場地帯として使われたあと荒廃し土壌も河川も汚染しイーストエンドとも呼ばれた地帯を、オリンピック招致をテコにして良好な生活環境を取り戻すことをも目指すことを宣言した。これがサステナビリティ（持続可能性）を中心テーマの一つとするオリンピックの精神に合致した。

東京の場合は、オリンピックを機会に世界に冠たる省エネルギー技術を世界に発信することが大切である。オリンピック憲章の一つの柱は世界平和である。難民を激増させ国際紛争を激化する地球温暖化対策の発信は世界平和に大いに寄与する。

東京都は従来から「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」ことを目指している。

地球温暖化対策では、化石燃料に頼らぬエネルギー構造の社会をつくっていく発想が大切だ。日本は従来から世界に技術を発信してきた。特に省エネ技術は抜群だ。エネルギー原単位（一定のエネルギーでどれだけのGDPを生み出すか）では、アメリカの約2倍、世界一の効率を誇っている。東京は大都市として世界の先端を行くまちだ。地球温暖化対策でも、実用化されている新技術を積極的に活用して、世界のモデル都市となるくらいの気概をもって取り組むべきだ。

ロンドンの場合、再生可能エネルギーの活用について、オリンピック会場で使うエネルギーについて、風力とバイオマスでエネルギーの20%を賄うと約束したが、これは失敗して10.8%にとどまった。

現在のEU指令は各国に「ヒートポンプのガイドラインを定めること」を求めていること、日本のエネルギー供給構造高度化法（2010年）がエネルギー供給事業者に対して「太陽光、風

力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）」の活用を求めていること、などを考えると、ヒートポンプ、コージェネレーション、バイオ、水素、地熱など多角的なエネルギー戦略を構築することが必要と考えられる。これらの面でも東京の市町村の先駆的な取り組みが生きてくるだろう。

## 4. 日本の社会と ソーシャル・インクルージョン

日本の課題はソーシャル・インクルージョン（社会的包容力）を持った社会への変容である。

近年のオリンピックではパラリンピックの重要性が増している。パラリンピックが初めて実施されたのは1960年のローマ大会である。その次の1964年東京オリンピック大会でももちろん実施された。したがって、東京は2回目のパラリンピック大会を開催する世界で初めての都市となる。

都市のバリアフリー化、ユニバーサルデザインあるいはアクセシビリティの充実が求められている。日本の都市も歩車道間の段差解消や地下鉄のエレベーター設置、さらには視覚障がい者誘導サインの設置など、この流れに積極的に対応している。しかし、十分な水準にはまだ程遠い。障がいをもつ人の移動に対する人々の協力などソフト面も含めて、東京がさらに移動しやすい、快適な街になっていくことが望ましい。

日本のタクシーは安心して乗れる点では世界一だが、外国人が大きな荷物を持って乗るだけのトランクスペースを備えたタクシーは少ない。乗客がタクシーの後部トランクに荷物を積むとき手伝わぬドライバーを見かけることも多い。タクシー業界の対応が望まれる。

バリアフリー化は身体面だけの問題ではない。民族、宗教、生活習慣の異なる人たちが集う大会で、日本を訪れた人々が選手村の外に出ても心地よく生活できるかという視点も大切にしたい。

例えば、ムスリムなど宗教的な戒律による食習慣に配慮した飲食店は、現在、東京にまだ少ない。私が大学院で指導している学生の中には海外の社会人留学生も多いが、彼らがフィールドワークに出かけた際に食事に立ち寄れる飲食店は少ない。説明すれば対応してくれる宿や店が多いが、それでもたいへんな手間がかかる。

オリンピックを機に日本の社会が民族、宗教、文化、習慣の異なる人々に対して包容力に富むまちになることが望まれる。

オリンピック憲章は男女平等を掲げている。1964年オリンピックのとき、日本の女子バレーボールチームが大活躍したのを契機に日本中でママさんバレーがブームとなった。このときから女性が楽しみのために家を空けるのが日本社会の常識となった。オリンピックを機会に社会が進化したのである。

2012年のロンドン大会は、移民や低所得者が多く住む東部のまちを再開発して行われた。再開発に伴い、教育、雇用、住宅など、そこに住む人たちの生活基盤を充実しようとした。これもソーシャル・インクルージョンのひとつの姿である。

ロンドン市はオリンピック招致にあたってソーシャル・インクルージョンを標榜し（2004年ロンドンプラン）、当時のロンドン市の地図では白紙になっていた産業革命後に荒れ果てて放置されていた東部でオリンピックを開催することにより、低所得者である移民が多く住む地域を活性化することをアピールしていた。

オリンピック主会場であるストラッドフォード駅に近接して新たにウェストフィールドのショッピングセンターができ、多くの雇用が生じたのは、ある意味、ロンドンオリンピックの最大のレガシー（遺産）の一つと言っていい。今日、ここはロンドン東部の中心地となった。

このようにオリンピックのレガシーとして後世に評価されるのは、競技施設だけではない。オリンピックをその都市で開催したことによってその社会や市民生活がどう進化したかも問わ

れる。

近代オリンピックの創始者ピエール・ド・クーベルタン男爵は、オリンピックの理念に「世界平和の実現と差別の解消」を掲げている。この点でも、日本社会が大きく成長していくことを期待したい。

# 公益財団法人 東京市町村自治調査会 平成25年度事業報告

去る5月26日、東京自治会館で当調査会の定時評議員会を開催し、平成25年度の事業報告及び収支決算報告が承認されましたので、その主な内容を簡単に紹介します。

## 【事業報告】

### 1. 調査研究事業

- ①市町村の広域的・共通課題についての調査研究 ※詳細は7ページ以降に掲載
- ②職員の身近な疑問等に関する調査
  - ・「かゆいところに手が届く！－多摩・島しょ自治体お役立ち情報－」  
※過去の本紙及び機関紙“What's New?”に掲載
- ③毎年度実施の調査
  - ・多摩地域データブック2013（平成25）年版
  - ・多摩地域ごみ実態調査（平成24年度統計）
  - ・市町村財政力分析指標（平成15年度から平成24年度）
  - ・市町村税政参考資料（平成15年度から平成24年度）※平成16～25年度の報告書は、当調査会ホームページ（<http://www.tama-100.or.jp/>）にて閲覧・ダウンロードすることができます（一部の報告書を除く）。

### 2. 共同事業

- ①多摩・島しょ広域連携活動助成事業
- ②多摩・島しょスポーツ振興事業助成事業
- ③みどり東京・温暖化防止プロジェクト
  - ・普及活動事業（啓発物品の配布）
  - ・市町村への助成
  - ・温室効果ガスの排出量の算定・公表
  - ・体験型一般公開講座 等

### 3. 普及啓発事業

- ①出張フォーラム実施（調査研究結果の市町村への還元）
- ②シンポジウム「たまには多摩の話しを」開催
- ③情報提供誌「ニュース・レター」発行
- ④機関紙「ぐるり39」発行
- ⑤「博物館ガイド」発行
- ⑥「東京島しょ地域魅力紹介ハンドブック」発行

### 4. 広域的市民活動への支援（多摩交流センター事業）

- ①登録団体への会議室の提供
- ②広域的な市民ネットワーク活動等への助成
- ③生涯学習講座開催（TAMA市民塾との共催）
- ④「はやぶさ特別講演と映画鑑賞」開催
- ⑤小冊子「多摩市町村のあゆみ」発行

## 【収支決算】（貸借対照表）

資産の部		負債・正味財産の部	
流動資産	1 4 1, 4 1 6 千円	負債の部	4 2, 2 3 8 千円
固定資産	4, 5 8 0, 0 5 2 千円	指定正味財産	3, 7 9 0, 0 0 0 千円
		一般正味財産	8 8 9, 2 3 0 千円
合 計	4, 7 2 1, 4 6 8 千円	合 計	4, 7 2 1, 4 6 8 千円

平成25年度 調査研究報告書の紹介

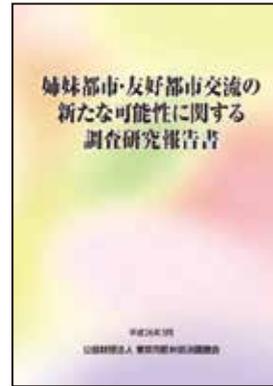
姉妹都市・友好都市交流の新たな可能性に関する調査研究報告書

自治体間の姉妹都市・友好都市交流は、幅広い分野で実施されてきましたが、自治体行政に与える影響は必ずしも有益な状態とは言い切れない側面があります。また、自治体の財政難等の理由から自治体が行う事業全体の縮減等が求められており、交流事業もより効率的・効果的な運営が求められています。

本調査研究では、これまでの姉妹都市等交流の在り方を見直し、改めて交流の持つ意義や有益性、課題点などを明らかにし、課題解決のための方策を提示しました。さらに、姉妹都市等交流を活用した新たな可能性について提言しました。

1. 姉妹都市等交流の実態

項目	傾向
交流事業の実施状況	多摩・島しょ地域の約7割の自治体が姉妹都市等の交流事業を実施している。
交流のきっかけ・分野	交流のきっかけとして、歴史的経緯、地理的環境によるものが多く、交流分野では「観光」「歴史・文化」「教育」分野が多い。
交流事業への参加主体	行政主体が交流の中心の場合が多いが、一部NPO・市民団体の参加も見られる。
庁内の状況	自治体において交流事業の専任職員を配置している場合は少ない。また、交流計画や目標等の策定、見直し・改善は未実施の割合が多い。
交流事業の活性化状況	約半数が「活発」「どちらかといえば活発」と認識している。
交流事業の成果	多摩・島しょ地域自治体は「多文化理解の促進」、その交流先自治体は「自らの自治体の魅力発信」が一番の成果と認識している。



12～15ページに本報告書の解説があります。

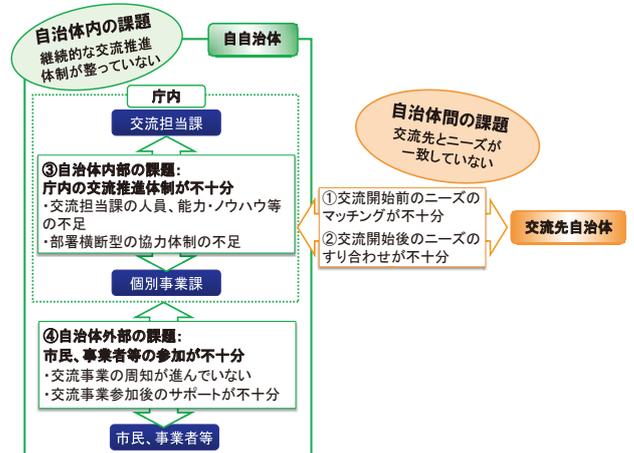
2. 姉妹都市等交流の活用に向けた方向性

【自治体間の課題】自治体間のニーズマッチングの充実

- 方向性①交流開始前のマッチング機会創出
- 方向性②交流開始後の段階的マッチング実施

【自治体内の課題】自治体内の交流推進体制の強化

- 方向性③全庁的な交流事業の推進体制の構築
- 方向性④市民、事業者等への参加促進



3. 姉妹都市等交流の新たな展開に向けて

【姉妹都市等交流に期待される新たな可能性】

- 政策課題解決に向けた交流の活用
- ネットワーク型交流の構築

【新たな可能性の実現に向けたポイント】

- お互いに交流のメリットを見つけ出すこと。
- 情報発信を通じて、交流の意義の周知を進めること。
- 持続可能な交流体制を構築すること。

# 自治体の空き家対策に関する調査研究報告書



## 1. 背景・目的

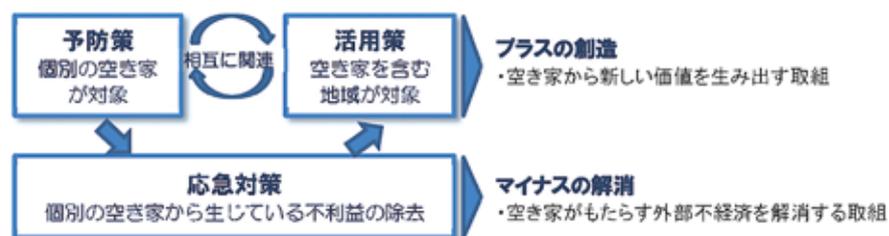
人口減少や高齢化が進展する中で、全国的に「空き家」の増加が問題となっています。総住宅数に占める空き家の割合は平成20年時点で13.1%に上っています（総務省「住宅・土地統計調査」）。多摩地域における平成20年の空き家率についてみると、多くの自治体において空き家率が10%を超えています。しかし、一時居住用や販売用等を除いた「その他の住宅」の空き家率については、全ての自治体で5%を下回る水準にとどまっています。多摩地域では、老朽危険空き家のような外部不経済の原因となるおそれのある空き家は、まだあまり多くないものと推測されます。

空き家の問題は、第一義的には個人財産の管理の問題ですが、長期間放置されることにより倒壊の危険性が高まるほか、ごみの不法投棄や放火の危険性等、空き家を取り巻く地域住民の生活を脅かす原因となるおそれがあります。

本調査研究では、東京都の多摩・島しょ地域市町村における空き家の発生状況及びその実態の把握状況、空き家条例制定への取組等について確認した上で、空き家が地域にもたらす問題と対策の有効性を探るとともに、空き家の発生抑制や活用の可能性を検討しました。

## 2. 方向性・内容

これからの空き家対策を3つの視点から考えました。



- ・ 予 防 策：個々の空き家の老朽化を防止し、新しい価値を生み出す取組
- ・ 応 急 対 策：空き家をもたらしている外部不経済を解消する取組
- ・ 活 用 策：空き家を含む地域全体で、新しい価値を生み出す取組



空き家は、放置され老朽化が進むほど、除却に要するコストや所有者の探索の手間がかかってしまいます。3つの視点の中では、「予防策」が重要であると考えられます。それは、限られた経営資源で最大の効果を生み出すには、問題が深刻化する前の早期対応、何よりも空き家問題を発生させないことが重要と思われるからです。

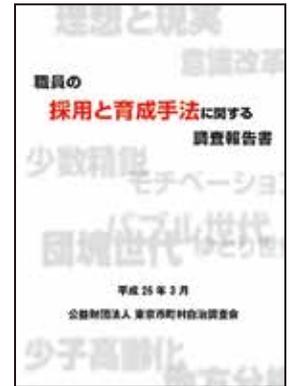
## 3. 主な調査手法

- ①文献調査
- ②多摩・島しょ地域市町村へのアンケート・ヒアリング調査
- ③先進事例調査
- ④有識者ヒアリング調査

## 職員の採用と育成手法に関する調査報告書

近年、市町村では厳しい財政状況の中、効果的・効率的な行政運営が求められる一方で、地方分権や住民ニーズの多様化などにより、職員1人ひとりに求められる能力も専門化・広範囲化しています。

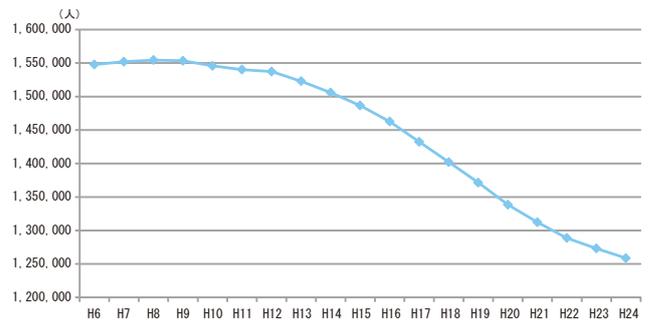
本調査では、“採用する側とされる側”、“育成する側とされる側”の視点で現状と課題を明らかにし、意欲・能力のある『人材』をどのように『人財』まで磨き上げるのか、「採用と育成の手法」について検討しました。



### 1. 多摩・島しょ地域の自治体職員を取り巻く現状

地方分権の推進により、義務付け・枠づけの見直しや事務・権限の移譲が行われるとともに、市町村合併や住民ニーズの多様化などにより、市区町村が実施しなければならない業務量が増加しています。

一方で、定数管理や民営化・指定管理者制度の導入などの行財政改革推進により、正規職員数が減少しています。



図表：市区町村職員数（全国）の推移

### 2. 多摩・島しょ地域の自治体職員を取り巻く課題

#### ●採用における課題

- ・公務員試験対策が進み、従来の試験内容では受験者の差が付きづらくなっていることから、対策の図れない試験へシフトすることが必要となっている。
- ・多様な行政ニーズに対応するため、人物重視の視点が重要となっていることに加え、求める人材が集まる採用手法、ストレス耐性を把握する手法の実施、内定者辞退を防ぐ仕組みなどが必要とされている。
- ・新規採用職員が仕事内容について入庁後にギャップを感じていることから、受験者が公務員の仕事内容を十分に理解できるよう情報発信の改善が必要となっている。

#### ●育成における課題

- ・研修の成果を明確にするとともに、仕事に役立ち、本人の成長につながるような研修の提供が必要となっている。そのためには、職階にあわせた研修を適切に行っていくことが重要となっている。
- ・自己啓発の重要性を認識できていないため、認識できる取り組みが必要となっている。
- ・仕事のイメージと実際の仕事内容にギャップが生じていたり、やりがいの感じ方に差が出ている。職員の能力・適性・意欲・個人的事情などを反映する中長期的な育成ビジョンの構築が必要と考えられる。
- ・メンタルヘルスに不調を抱える職員が増加傾向にあることから、その対応も必要となっている。

### 3. 採用と育成における課題解決のための試み

#### ●採用

- ～解決策1～ より効果的な情報提供の実施
- ～解決策2～ 多様な人材を確保するための採用手法の導入
- ～解決策3～ 受験者の本質を把握するための採用手法の導入
- ～解決策4～ より効果的な採用試験を実施するための手法
- ～解決策5～ 内定辞退を防ぎ、入庁後すぐになじめる手法

#### ●育成

- ～解決策1～ 効果的な新規採用職員研修の実施
- ～解決策2～ 満足度の高い研修の実施
- ～解決策3～ 対象者を限定した育成制度の確立
- ～解決策4～ 職員の自主性を活かした育成の実施
- ～解決策5～ 中長期的な育成プランの構築

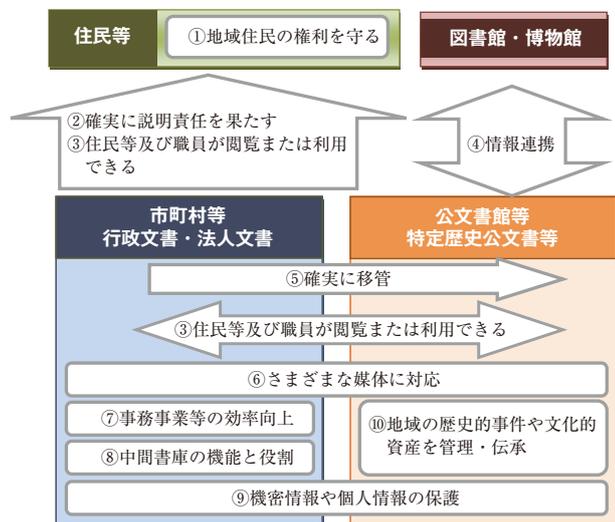
# 市町村における公文書管理方法に関する調査報告書

多摩・島しょ地域市町村の公文書管理方法の実態を調査し、市町村における公文書の適正管理・運用及び公文書館機能に係る施策を検討するうえで必要な取組を明らかにすることを目的に調査を行いました。



## 1. 行政文書及び歴史公文書の管理・運用に係る調査の視点

調査は、下図の①～⑩の事項に留意して行いました。



## 2. 市町村における公文書管理・公文書館制度の改善のために（概要）

### 【公文書の位置付け・定義及び公文書管理の目的について】

- 文書管理規程において、公文書は「健全な民主主義を支える住民共有の知的資源である」という位置付け・定義を明確にする。
- 公文書管理の目的に、「現在及び将来の住民に説明する責務を全うする」というコンセプトを取り入れる。

### 【現用文書のライフサイクル管理プロセスについて】

- 「永年」保存を有期限化（最長30年）し、

適正な文書廃棄または公文書館（同等機能を有する施設）への移管を行うことができるようにする。

- 公文書管理及び公文書館制度に関する職員研修を充実し、職員の理解を深める。
- 公文書管理の実施状況に係る報告及び監査の仕組みを確立する。
- 公文書管理の条例化を推進する。
- 電子メールを含め、安全確実な電子文書管理のための方策立案・ルール化を促進する。
- 文書管理システム導入済みの団体においては、改めて問題の所在を調査し、システムの効果的・効率的な運用のために必要な方策を検討すべきである。未導入の団体では、導入前に慎重な調査検討が望まれる。

### 【歴史公文書の移管・保存・利用のプロセスについて】

- 歴史公文書が確実に公文書館（同等機能を有する施設）へ移管できる評価・選別の仕組みを確立する。
- 公文書館をできる限り設置する。それができない場合でも、適切な部門・施設等に公文書館機能を持たせ、歴史公文書の保存・管理・利用を確実にする。
- 公文書管理及び公文書館運営を担当する専門人材の育成を図る。

# 自治体クラウドを活用した市町村の広域連携に関する調査報告書

情報処理技術の進展によりクラウドコンピューティングを活用して、住民情報・国民年金・税務などのシステムを共同利用するといった自治体間の連携が全国的に増えています。

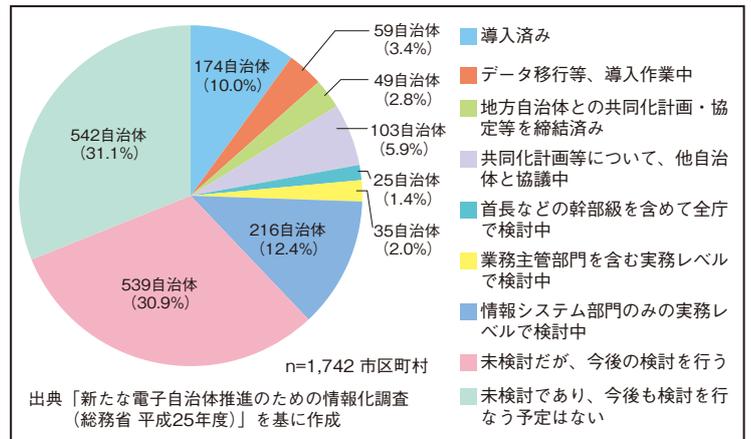
本調査では多摩・島しょ地域における自治体クラウド導入の動向や課題などの現状把握を行うとともに、全国の事例調査、関係団体へのヒアリングを通じて自治体クラウド導入に関する課題の解決策などの整理を行いました。



## 1. 自治体クラウドの現状

平成25年4月時点の全国における自治体クラウドの導入状況は全市区町村の10%程度となっています。さらに、「検討中、今後検討を行う」といった団体のうち、約半数は平成28年度までに結論を出すとしており、今後さらに自治体クラウド導入が進んでいくことが予想されています。

また、国としても番号制度対応をきっかけにクラウド化が加速すると考えており、集中的に支援をしていくことを予定しています。



図表 自治体クラウドの導入状況 (全国)

### ●自治体クラウド導入に係る効果

- a. 情報システムに係るコスト削減
- b. 情報システムの管理・運用業務の軽減
- c. 業務プロセスによる業務効率化
- d. 情報セキュリティの確保
- e. 住民サービスの向上
- f. 災害への対応強化

### ●自治体クラウド導入に係る課題

- a. パッケージに合わせた業務標準化の実施
- b. データ移行費用の削減
- c. 情報セキュリティの確保
- d. ライセンス利用料の抑制
- e. 番号制度への対応

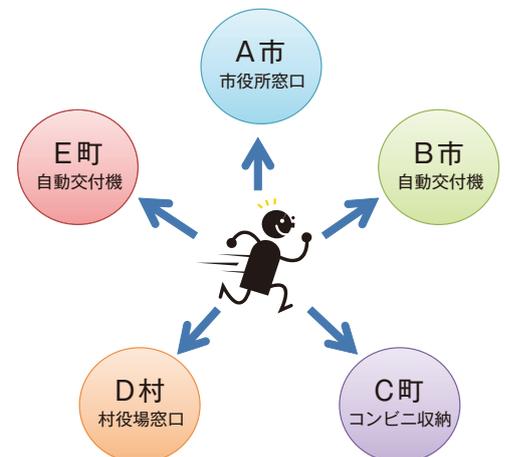
## 2. 自治体クラウドを活用した市町村の広域連携

### ●自治体クラウドの導入パターンとその特徴

- ・人口規模による導入 (同規模の自治体同士)
- ・特定業務システムに特化した導入 (業務標準化の実現性など)
- ・地域性による導入 (過去からの交流実績など)

### ●自治体クラウド導入による新たな可能性

- ・通常業務遂行における可能性 (窓口業務の共通化など)
- ・災害時における可能性 (BCP分野における広域連携など)
- ・新たなサービス提供の可能性 (削減経費の新規事業への充当など)



図表 複数自治体窓口の広域的利用のイメージ

## 姉妹都市・友好都市交流の新たな可能性に関する調査研究報告書について

東京経済大学現代法学部教授 羽 貝 正 美

### 1. はじめに：調査研究報告書の意義

この度、東京市町村自治調査会の平成25年度調査研究テーマのひとつである「姉妹都市・友好都市交流」に関する調査研究の成果が、『姉妹都市・友好都市交流の新たな可能性に関する調査研究報告書』（以下、報告書と表記する）として完成の運びとなった。全体で6章構成、参考資料と合わせ、全120頁の充実した報告書である。

多くの基礎自治体・市町村（以下、自治体と表記する）にとって、報告書が浮き彫りにした自治体間交流の現状と紹介される様々な取り組みは、その分析・考察と合わせ、今後の自治体間交流のあり方や方向性を再検討し、これまで以上に充実したものとするうえで大きな刺激になると思われる。現時点で自治体間交流を実施していない自治体にとっては、先行する自治体の経験を追体験する貴重な手がかりとなろう。

報告書の内容に入る前に、まず、報告書をどのように受け止めるかという視点から、言い換えれば、この報告書を各自治体の現場で活かすために、現在の自治体の置かれている環境を改めて想起しよう。

### 2. 自治体改革の中の自治体間交流

少子高齢化あるいは人口減少社会の到来といったメガトレンドを持ち出すまでもなく、わが国のすべての自治体にとって、今日の、静かに、しかし確実に進行しつつある社会的・経済的環境の大きな変化は軽視できないものとなっている。そうした環境の変動をいかに正確に、深く把握し、住民・地域に必要な公共サービスを最も望ましいかたちで実現していくか。またそのために、自治体は自治体として自らの組織や仕事の進め方をどのように刷新していく必要があるのか。これらの課題は、地域住民・自治

体の自己決定・自己責任という基本原則のもとに、住民自治と団体自治の両面の拡充を訴えた地方分権改革が、一貫して自治体に発信し続けた問題提起でもあった。改革が始動してからおよそ20年。何が変わり、何が変わっていないのだろうか。

自治体が直面するこうした環境変化と改革課題を自治体行政・自治体政策の視点からとらえ直すならば、次の二点に集約できる。第一は、従来から進められてきた政策・施策のあり方をその基本的なところから再検討するということ。第二は、自治体の自立度、住民・地域の自律度を高めるということ。既存の政策・施策の目的とその具体的実現手法を、いわばゼロ・ベースで問い直してみることに、といえるかもしれない。

本報告書のテーマである「姉妹都市・友好都市交流」（以下、姉妹都市等交流と表記する）も、基本のところから問い直してみる必要のあるそうした政策分野のひとつである。もちろん、論点あるいは問われるべきことは政策分野によって異なろう。反面、自治体行政・自治体政策という大きな視点に立てば、多様な政策分野に共通する点もあると思われる。

以下、今後の自治体間交流をこれまで以上に実り多きものとするために、報告書を手がかりとして、姉妹都市等交流の実績、現状、課題を確認し、今後のあり方について考えてみたい。とくに、先進的といわれる自治体間交流の取り組みを継続している自治体の先進性とは何か、その基礎にある発想はどのようなものかなど、各自治体が今後、実務上活かすことができる点に注目したい。

### 3. 姉妹都市等交流の特質と現状

#### (1) 姉妹都市等交流の特質

報告書第5章「交流の新たな展開」の冒頭（69

頁) および第2章「交流の実態」のデータを参考に、まず姉妹都市等交流の特質を確認しておこう。多摩・島しょ地域39自治体の約72% (28自治体) が国内外の51自治体と交流事業を実施しているが、その特質は大きくとらえれば以下の三点に整理される。

①継続的な交流

姉妹都市等交流のうち、約7割が1990年代までに交流を開始しており、比較的短い場合でも、すでに10年以上にわたって交流を継続していること。交流開始の経緯としては「歴史的経緯」(歴史的人物のつながりなど) が3割近くを占めるが、地理的環境の同一性や市民要望など多様である。

②幅広い分野における交流

観光、歴史・文化、教育、経済、環境、行政(職員派遣交流)など、幅広い分野で交流が実施されていること。近年では、災害時の協力も意識されていること。また交流先という面では、国内首都圏外との交流が増加傾向にあり、国外ではアジア地域との交流が増えている。

③市民、事業者等を巻き込んだ交流

多くは行政が主体となり、NPO、市民団体を巻き込んだ交流が実施されていること。中にはNPO、市民団体が中心になっている自治体もある。

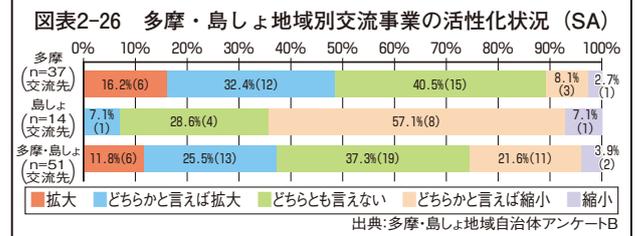
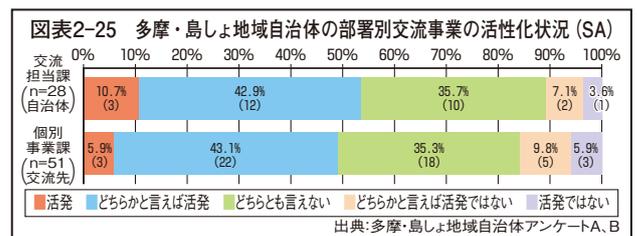
これら三点をまとめれば、基本的には「行政を中心に、幅広い分野で、継続的に」実施されてきたことがわかる。

(2)姉妹都市等交流の現状

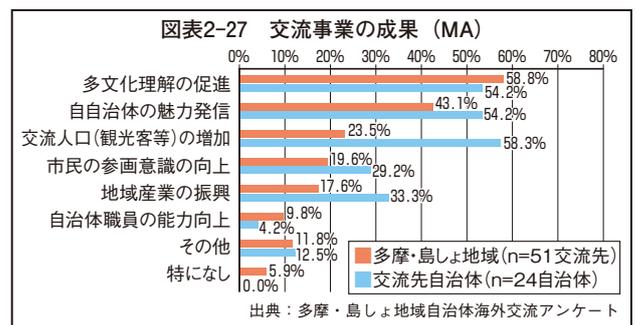
ではこうした特質を有する交流の現実、具体的にどのようなものであろうか。報告書が扱っている事項のうち、①活性化状況、②成果、③交流に臨む自治体側の体制の三点に絞ってみたい。

第一に、活性化状況について、地域によって、また交流担当課か個別事業課であるかによって評価が割れていることが注目される(図表2-25)。地域別にみた場合の島しょ地域の厳しい評価(「活発ではない」と「どちらかと言えば活発ではない」を合わせて42.8%、図表2-26)

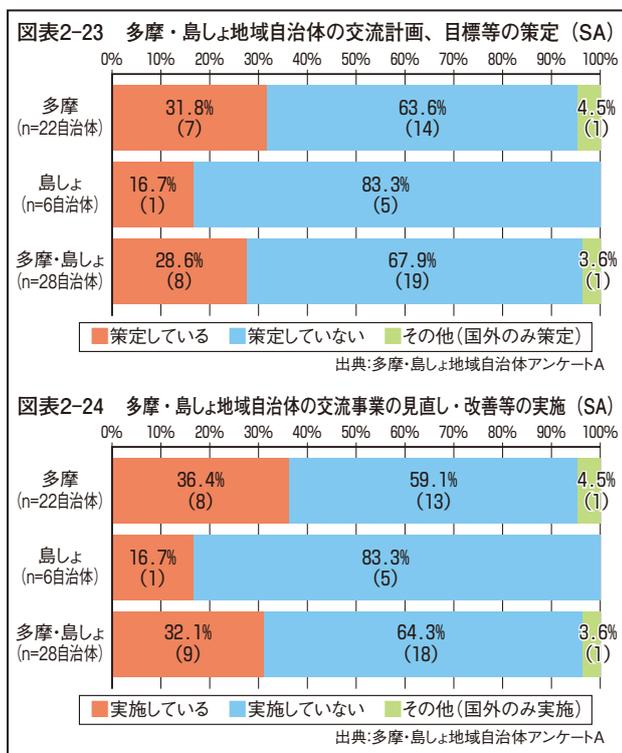
は、地理的条件を踏まえればやむを得ない部分もある。しかし現状を打開する途はあるのではないだろうか。また行政内部の立場によって評価が異なり、個別事業課の評価がより厳しい(「活発ではない」と「どちらかと言えば活発ではない」を合わせて15.7%)。ここには現場への関わり方の違いと現状認識のギャップがうかがわれるが、全庁的に今後の交流をどう進めるか、その基本を考える上で重要なポイントである。



第二に、何を成果と見るかについて、自治体と交流先自治体とで評価のポイントが異なるということがわかる(図表2-27)。多文化理解の促進や自治体の魅力発信といった側面は、自治体によって多少の差異は認められるものの、評価対象としては等しく重要な側面として意識されていることがわかる。その一方で、交流人口の増加や市民の参画意識、地域産業の振興に注目した部分は評価にかなりの開きがあることがわかる。さらに、職員の能力向上という側面は消極的にしか評価されていない。これらの差異や評価の優先順位には、交流それ自体が各自治体においてどう位置づけられているかがうかがわれる。



最後に自治体側の体制についてみてみよう。姉妹都市等交流を再検討する上で最大のポイントと思われる。具体的には、多数の自治体が交流計画、目標等を策定しておらず（多摩地域で63.6%、島しょ地域で83.3%、図表2-23）、交流事業の見直し・改善等も実施していない（多摩地域で59.1%、島しょ地域で83.3%、図表2-24）。この結果には、中長期的観点から交流事業をどのように展開していくか、その基本的なビジョン・見通しや戦略がなく、前例踏襲あるいは年度ごとの財政の都合に左右されている可能性もうかがわれる。



## 4. 姉妹都市等交流の課題、解決の方向性とさらなる展開

### (1) 姉妹都市等交流の課題

報告書が浮き彫りにした姉妹都市等交流の現実の姿に、どのような課題を見てとることができるのだろうか。第3章を参考に、①自治体内の課題、②自治体間交流の位置づけと評価、③市民・事業者向け広報と参加、の三点に焦点を合わせてみたい。

自治体内の課題として最も大きなものは、「継続的な交流推進体制が整っていない」（50頁）という指摘に尽きるのではないだろうか。具体

的には、交流担当課と個別事業課との間で情報の共有が十分にできておらず、前者が後者の交流事業を把握していない場合もあること、また全庁的にも、これらの所管を除けば、交流先や交流事業の内容を知っている職員も多くはないこと、また庁内の縦割り組織にはそれなりのメリットがあるものの、交流事業を進めるに際して部署横断型の協力体制が不足しているとの指摘がある。

とはいえ、こうした指摘は「古くて新しい問題」というべきものであり、行政の抱える課題としては久しい以前から繰り返さされており、他の政策分野についても同様の指摘がみられる。また人事異動によって担当者が交替することは、組織全体からすれば当然のことであり、こうした課題の直接的な要因とみることは適切ではないであろう。

こうした問題は、つまるところ、交流先が国内の自治体であれ、海外の自治体であれ、自治体間交流に何を求めているか、何が目的かという点が曖昧なままになっている場合がある、ということに起因するのではないだろうか。「交流開始前および開始後のニーズのマッチングやすり合わせがともに不十分」（49頁）との指摘には、自治体における交流の位置づけそれ自体が明確ではない現状がうかがわれる。

「自治体間交流を政策評価（施策・事業評価）の対象にしようとした時、どう評価していいかわからない」との声もきかれるが、そもそも目標や目的が曖昧な中での評価はありえない。また「政策評価イコール数値による評価（定量的評価）」という教科書的発想にだけ拘泥すれば、自治体間交流を中・長期の視点から育てることは難しい。数値化できる側面は数値化しつつも、市民や事業者の声、そのネットワークから生まれる取り組みなど、複眼的に見ていく必要もある。市民・事業者への広報とそうした主体の参加がまだ不十分との指摘（51頁）も、自治体のこうした基本的な姿勢と大いに関わりがあると推測される。

## (2)解決の方向性と交流事業のさらなる展開

上に確認した諸課題の解決については、基本的に、まずは自治体内部の関係所管による議論が先決であり、同時に、交流事業への参加経験のある市民・事業者を交えた話し合いが不可欠であろう。市民・事業者に対して、どうすれば交流の方向性や具体的事業が見えるようにできるのか。なぜ自治体間交流を進める必要があるのか、どのような成果を期待しているのか。市民と行政とで異なる発想や求めるものの違いを確認することが必要であろうし、その基本の部分から話し合うことが求められている。コーディネーター的役割を兼ねた第三者を交えた議論も有効であろう。

今後の姉妹都市等交流のあり方を念頭に、報告書が紹介している数々の取り組みのなかで最も注目してよいものが、「一対一」の関係から「ネットワーク型交流」へと発展させている事例である。報告書もこうしたタイプの交流の意義と可能性に注目し、第5章で「ネットワーク型交流の構築」いう提言をまとめている。国内の9つの友好都市との間で「武蔵野市交流市町村協議会」を設置して会合を重ねている武蔵野市、また近年では杉並区とその交流自治体を構成団体として福島県南相馬市への支援活動を進めている「自治体スクラム支援会議」もある。

その他の全国の事例としては、金沢市を中心に関係自治体が集う「日仏自治体交流会議」や枚方市の「友好都市サミット」といった事例もある。いずれも自治体間のつながりを複数の自治体間のネットワークに発展させて、行政、市民、事業者と多様な主体が関われるような交流を目指している取り組みである。先進的な発想とあってよいのではないだろうか。

## 5. おわりに：

### 自治体間交流と自治体の自立

報告書は、冒頭に触れたとおり、全6章からなる。各自治体がこの成果を活かすには、報告書全体に丁寧に目を通すことが最善であるが、

まずは、第5章の提言に注目してはどうだろうか。すでに触れたように、そこには「ネットワーク型交流」というキーワードがみてとれるが、「なぜネットワークなのか」という問いへの答えは、第3章(「交流の課題の整理」)、第4章(「交流の活用に向けた方向性」)において様々な観点から整理されている。また第2章、第6章の豊富な事例は、読者の理解を助けてくれる。ではそうして読み進む中で、読者は何を感じとるだろうか。本稿の最後に、2で整理した「自治体改革の中の自治体間交流」という問題意識に立ち返ってみたい。

姉妹都市等交流を含め、多様なかたちの自治体間交流は、自治体の自立が問われる今日こそ重要なのではないだろうか。どのような自治体にも、政策としては順調に展開しさらに伸ばしていきたい分野もあれば、種々の課題が残っている政策分野もある。市民、事業者の参加をどう促して住民自治を拡充していくか、といった課題は、おそらくすべての自治体に共通する課題であろう。

従来の姉妹都市等交流が、スポーツ、文化といったどちらかといえば特別なイベントの企画と実施という色合いが強かったことはたしかであるが、昨今では、少子高齢化や防災、また産業振興など、日常、各自治体が抱える政策課題を念頭においた交流も始まっている。

どのような内容を盛り込むにせよ、交流先自治体との間で、あるいはネットワーク型交流を構築できるならば複数の自治体間で、かつ行政、市民の両レベルで相互に発想と経験を共有する、場合によっては助け合うといった、そうした日常的な補完性こそ、今後の自治体間交流に求められているものではないだろうか。

自治体間交流は、行政、市民の両レベルにおいて自治体のさらなる自立を促す好機である。本報告書がそうした取り組みのきっかけになることを期待したい。

# かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

## 市民協働について ～ 地域力の結集がもたらすもの ～

調査部研究員 石田 一博

皆さんは「協働」と聞いて、どのようなことを思い浮かべるでしょうか？

すっかり行政のキーワードとして定着した感のある協働という言葉ですが、何となくイメージすることはできても、それほど詳しくは分からないという方や、業務上は直接関係しないけれども、気になっていたという方も少なくないのではないのでしょうか？

多摩・島しょ地域の多くの市町村では、行政や地域に関わる人々などが互いに協力し合って、地域の暮らしのニーズなどに対応する市民協働の取組が盛んに行われています。

今後も多くの市町村の様々な行政分野において、協働の考え方を取り入れた施策が展開され、あわせて現場では、より良い協働に向けた模索が続いていくものと考えられます。

そこで今回は、市民協働への理解が深められるよう、多摩・島しょ地域の市町村における協働の取組の現状や課題、効果などについてのアンケート調査結果や事例をもとに、幅広く概要を紹介します。

そして、協働が行政サービスの補完にとどまらず、広く地域住民や地域社会にかけがえのない効用をもたらす得ること、“地域力の結集”とも言える協働ならではの価値についても考察します。

### 1. 市民協働の背景とその必要性

少子高齢化や人口減少、市民の生活様式・価値観の多様化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、行政サービスに関するニーズもますます多様化・複雑化しています。

これに伴い、従来の行政主導による一方的で公平・画一的なサービスでは市民ニーズに十分に答えることができなくなってきています。

このような中、自治会、ボランティア団体、NPO法人、企業などが、新たな公共の担い手として、各主体間や自治体との協働により、各々が有する能力、ノウハウ、資源を発揮して、公共サービスの提供や地域の課題解決などに取り

組む非営利な活動が積極的に行われています。

そして、これらの協働の取組は、これまで行政のみでは対応しきれなかったニーズに応え、より市民に近い立場からきめ細やかで柔軟な対応が可能なものとして、福祉・子育て・防災など多岐にわたる分野で成果を上げています。

さらに協働は、地域での多様な市民参加の機会を創出し、人と人とのつながりを育み、豊かな地域社会へと発展をもたらす大きな可能性をも秘めています。

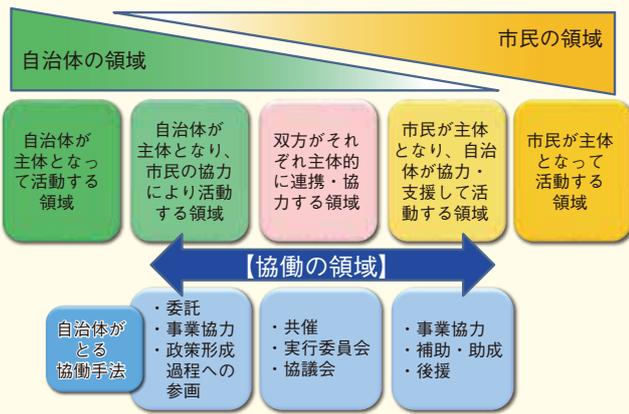
人々が主体的に支え合う協働は、今や地域のまちづくりに欠かせないものとなっています。

**「協働」とは？** 「互いの立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、サービスを提供するなどの協力関係」などと定義されます。

なお、多くの自治体においても、概ね同様の定義で条例や行政計画などで定められています。いわゆる「市民協働」も市民主体のものとして協働の中に含まれます。

市民協働における自治体と市民の関係性及び活動の視点

【図1】協働の領域と手法～自治体と市民の関係性～



【図2】協働を進める上での心構え【6つの視点】

- ①協働は、「手段」であって、「目的」ではない。**【手段の視点】**
- ②協働は、「対等な立場で進める」のであって、「下請け業務」となってはならない。**【対等・相互自立の視点】**
- ③協働は、目的やお互いの役割を明確にして、お互いが事業に対して責任をもっていなければならない。**【目的共有の視点】**
- ④協働は、お互いの立場や特性を理解しなければならない。**【相互理解の視点】**
- ⑤協働は、質や効果を高めるため、取組内容を客観的に評価・検証しなければならない。**【評価・検証の視点】**
- ⑥協働は、透明性を高め、信頼関係を築くため、情報を積極的に公開しなければならない。**【情報公開の視点】**

市民協働における自治体と市民との関係性に着目し、それぞれが担う領域を整理したものが「協働の領域と手法」【図1】です。協働の領域は、「自治体が主体となり、市民の協力により活動する領域」、「双方がそれぞれ主体的に連携・協力する領域」、「市民が主体となり、自治体が協力・支援して活動する領域」の大きく3つに分けることができます。また、協働手法は、それぞれの領域に応じて、委託、事業協力、共催、補助など様々な形態が挙げられます。

「協働を進める上での心構え」【図2】としては、「協働は手段であって目的ではない(手段の視点)」、「協働は対等な立場で進めるのであって“下請け業務”となってはならない(対等・相互自立の視点)」を始め、目的共有、相互理解、評価・検証、情報公開の視点が挙げられます。

【参考文献：「市民活動団体等との協働のススメ～協働のまちづくりの成功の秘訣～」(自治調査会発行)】

2. 多摩・島しょ地域の市民協働の現状と課題

多摩・島しょ地域39市町村に対するアンケート調査結果(平成26年4月1日調査基準日)から、協働の現状や課題を見ていきます。

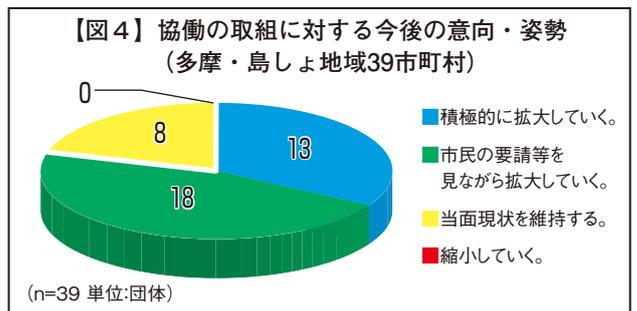
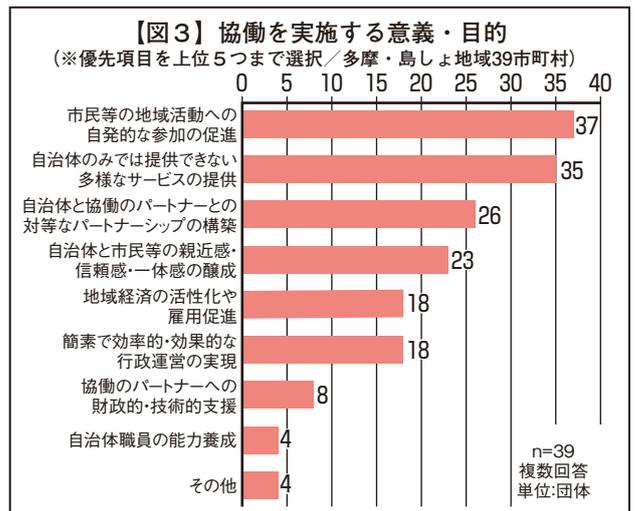
①市民協働を実施する意義・目的

協働の意義・目的【図3】については、ほとんどの団体で「市民等の地域活動への自発的な参加の促進」や「自治体のみでは提供できない多様なサービスの提供」を挙げており、次いで「自治体と協働のパートナーとの対等なパートナーシップの構築」となっています。まさに協働の理念などからも直接性をもって導かれる意義・目的と言えます。それ以外にも、自治体と市民等との親近感・信頼感の醸成、効率的・効果的な行政運営の実現、地域経済の活性化などが多くの団体で意識されています。

②市民協働の取組に対する今後の意向・姿勢

協働の取組に対する今後の意向・姿勢【図4】としては、「市民の要請等の状況を見ながら拡大していく」が18団体と最も多く、次いで「積極的に拡大していく」が13団体であり、一方「縮小していく」は皆無です。全体として取組拡大

の意向を示したものが約8割(31団体)あり、協働が発展の可能性のある施策領域として重視されていることがうかがえます。



### ③市民協働のパートナー

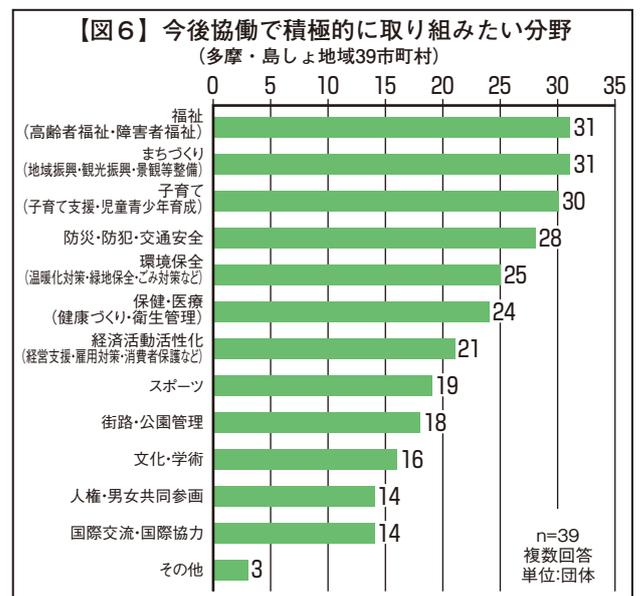
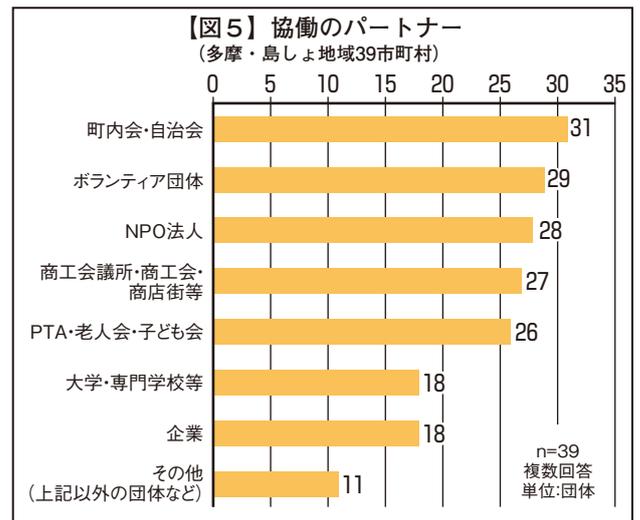
協働のパートナー【図5】については、「町内会・自治会」といった地縁型活動団体や、「ボランティア団体」、「NPO法人」、「PTA・老人会・子ども会」といった目的型活動団体が上位となっています。また、「事業者市民」とも言われる「商工会議所・商工会・商店街等」、「企業」や、「大学等」の教育機関も有力なパートナーとなっています。

### ④市民協働に積極的に取り組む意向の分野

協働の分野は多岐にわたりますが、今後協働で積極的に取り組みたい分野【図6】としては、社会状況を反映し、「福祉」、「まちづくり」、「子育て」、「防災・防犯・交通安全」、「環境保全」、「保健・医療」などが多く見られます。

なお、協働の取組の具体例としては、

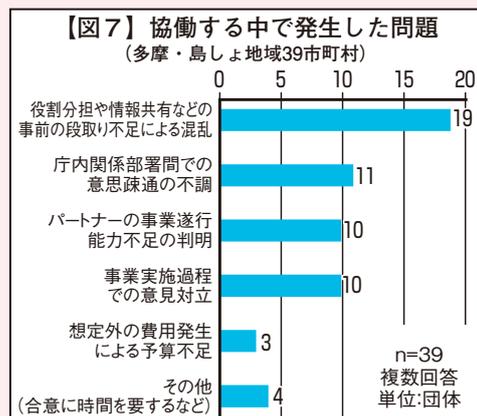
- 自治会等による独居老人、要援護者等の見守り体制の構築〔福祉・防災〕、地域の公園や街路の清掃活動〔環境保全〕
  - PTAやボランティア団体による登下校時の児童の見守り活動〔防犯・交通安全〕
  - 主婦仲間（NPO法人）による子育て中の親と乳幼児が集える場所の提供と育児相談や各種教室の開催〔子育て〕
- などが挙げられます。



## 市民協働を進める中でのトラブルの現状 ～協働の過程での留意点～

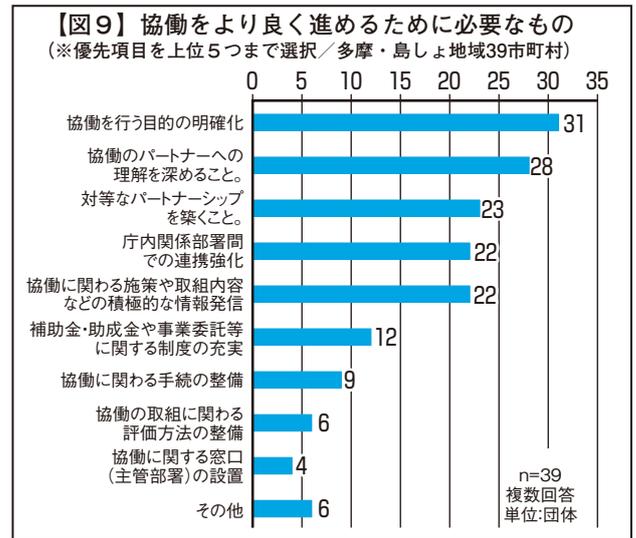
協働の過程では、終始すべてが円滑に進むとも限りません。協働を進める中で発生した問題【図7】としては、「役割分担や情報共有などの事前の段取り不足による混乱」が最も多く見られます。次いで「庁内関係部署間での意思疎通の不調」、「パートナーの事業遂行能力不足の判明」、「事業実施過程での意見対立」などがあります。

協働を円滑に進めるためには、協働のプロセス【図8】に示す実施段階前から定期的にパートナーや庁内関係部署との綿密な意思疎通・情報共有を行うことがポイントの一つと言えます。



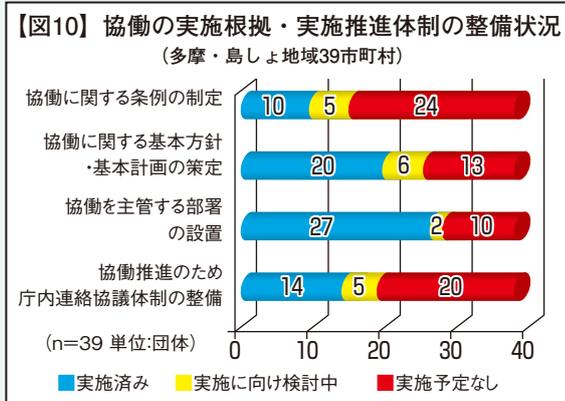
⑤市民協働をより良く進めるために必要なもの

協働をより良く進めるために必要なもの【図9】については、「協働を行う目的の明確化」、「協働のパートナーへの理解を深めること」、「対等なパートナーシップを築くこと」といった協働の主体相互の関係性に係るものが上位となっています。続いて、「庁内関係部署間での連携強化」といった行政側の実施推進体制に関わるものや、「協働に関わる施策や取組内容などの積極的な情報発信」、「補助金や事業委託等に関する制度の充実」といったパートナーへの支援策に関わるものなどとなっています。

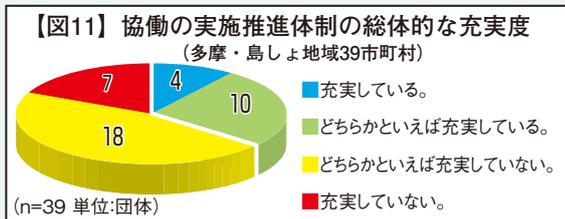


市民協働の実施推進体制の現状

協働の実施根拠・推進体制【図10】については、自治基本条例や協働推進条例などの制定は広がりつつある状況であり、基本方針・計画の策定については検討中も含め半数以上の団体で進んでいます。また、協働の主管部署は3分の2以上の団体で設置済みであり、庁内連絡協議体制については検討中も含め徐々に整備が進んでいます。

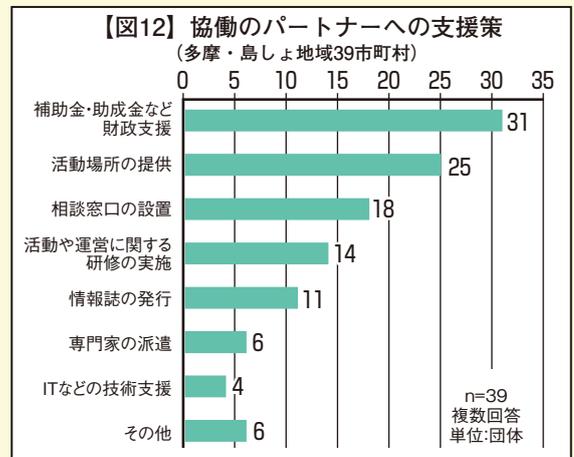


上記現状を踏まえた協働の実施推進体制の総体的な充実度（自己評価）【図11】については、全体として、約3分の2の団体が不足を感じている傾向にあることがうかがえ、今後、更に体制整備を進める必要があると考えられます。

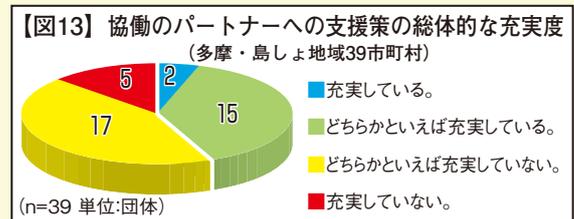


市民協働のパートナーへの支援策の現状

協働のパートナーへの支援策【図12】については、補助金などの財政支援、活動場所の提供などが多く実施されています。そのほか、技術的支援として、相談窓口の設置、研修の開催、専門家の派遣や、情報提供・普及活動として、情報誌発行などが行われています。



協働のパートナーへの支援策の総体的な充実度（自己評価）【図13】については、全体として、半数以上の団体が充実していないと感じている傾向にあることがうかがえ、左記の実施推進体制と同様に、今後の更なる支援策の充実が必要と考えられます。



## ⑥多摩・島しょ地域の市民協働の現状と課題の総括

多摩・島しょ地域の市町村における市民協働の今後の取組意向(【図4】)としては、全体的に、取組拡大に前向きな姿勢であることがうかがえます。一方で、現状の実施推進体制や協働のパートナーへの支援策などの取組度合い(【図11】・【図13】)については、必ずしも満足していない傾向にあります。

また、協働をより良く進めるために必要なもの(【図9】)としては、体制・仕組みに関わる要素は重要ですが、これを上回るものに、目的の明確化、相互理解、対等性の保持といった協働の理念に関わる要素が挙げられています。

以下に、これらが上手く結びつき、協働の成立と取組の継続・発展に至っている事例などを紹介します。

### 事例紹介 府中市 ～市民協働に本格的に取り組むまち～

府中市では、市長のトップマネジメントのもと、協働の理念を基軸とした市政が積極的に展開されています。市内の実施推進体制としては、「市民協働推進本部」が立ち上げられており、協働事業は子育て、高齢者福祉、環境などの分野を中心に160以上にわたります。

#### ◎協働事例：「ふちゅう子育て応援団連絡会」

##### 【取組内容】

子育て分野で特徴ある事例に、「ふちゅう子育て応援団連絡会」があります。これは、市内のボランティアなどが主宰する子育てサークル・子育て情報誌発行グループ、府中市などの行政関係団体で結成したもので、今では市内各地の十数の子育てサークルが参加しています。

主な活動に、各団体が活動状況を報告し、学び合い、より良い運営や子育て支援に役立てることなどを目的とした定期的な連絡会議の開催があります。また、年に1度、地域の枠を越え、参加団体などが一堂に会する「ひろげよう！子育てひろばの“わ”」(下写真)を開催しています。このイベントは、子育てひろばの紹介・体験や情報提供の場となり、大勢の親子、妊婦、子育てサークル運営希望者で賑わいます。

##### 【市の関わり方】

地域での子育て支援活動の高まりを受け、市では結成に先立ち、市内の子育てサークルなど関係団体に声を掛け、各団体が集まっての話し合いをもちました。そして、市は協働の可能性を意識しながら、各団体の自主性を妨げないよう配慮しつつ、参加者全体で課題などを共有し、お互いのできること・できないこと、取組や役割分担などを明確にしていっていったとのこと。この連絡会では、市は参加団体の一員として、市民活動を尊重し“市民が主役”との立場で、運営上の助言やイベントの会場使用料の負担など主に側面的支援を行っています。

行政主導の事例では市民同士の自発的な交流の広がりを阻害してしまうことも起こりがちですが、この事例は、今後更に市民主体の自主性に富んだ発展が期待される取組となっています。

##### 【人と人とのつながりがもたらす様々な効果】

この協働の現場では、子育てが一段落し何か役立ちたいと思うボランティア自身に、やりがいや充実感をもたらしているとのこと。

また、参加する親子においても、地域をよく知り人生の先輩でもあるボランティアとの触れ合いは、子育ての充実やリフレッシュはもとより、地域社会との一体感や地域に対する愛着を育むなどの様々な相乗効果をもたらしているとのこと。

#### ◎協働推進の取組事例：「市民協働都市宣言」

府中市では、本年度市制施行60周年を迎えており、10月開催の記念式典において「市民協働都市宣言」を行うことが予定されています。この宣言では、今後永きにわたり、広く市民、関係団体、事業者、大学等や市職員が一体となって“市民協働”を推進していく決意と願いが込められることとなっています。

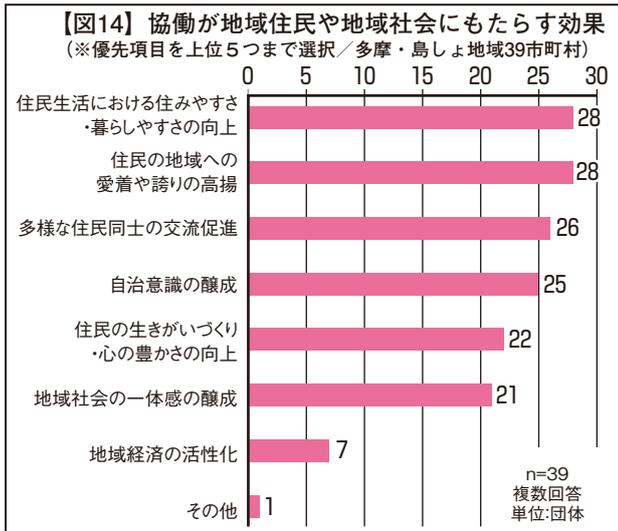


〔撮影：成瀬友康〕

### 3. 市民協働が地域住民や地域社会にもたらす効果

行政運営の視点から捉えた前述の「市民協働の意義【図3】」に関連して、地域住民・社会の視点から、協働がどのような効果をもたらすのかについて捉えたものが【図14】・【図15】です。

効果として、住みやすさの向上、地域への愛着の高揚をはじめ、住民の交流促進、自治意識の醸成、生きがいづくり、地域の一体感の醸成、地域経済の活性化などが挙げられています。



府中市の事例のように、住民等の知恵や経験、専門性のほか、地域の文化、自然、物的資源なども取り込んだ協働の取組は、より住民ニーズに合った公共サービスの提供を可能にし、地域の暮らしやすさの向上につながります。

協働を通じて、対等な立場で多様な交流が育まれ、地域の人材や資源が活きることにより、人々に生きがいや、地域への愛着・誇りが実感されます。また、地域内で人、物、資金、情報が循環することで、様々な経済効果が生じます。

そして、多様なつながりが「てこ」となって、更に取組が活発となる好循環が生まれます。

生活の場である地域環境をより良くしようとする協働が生む地域力の結集は、行政サービスの単なる補完にとどまらず、まさにその理念ゆえに、地域の課題解決力を高め、地域社会にかけがえのない効用をもたらすものと言えます。

#### 【結び】 日頃からの市民協働の心掛け

～地域力に気づき、意識することから～

協働に当たっては多くの苦労や困難もあると思われていますが、市町村職員は、協働について、どのような事を心掛けると良いのでしょうか。

府中市の事例（【市の関わり方】）は、日頃から職員が「協働の可能性」を意識し、市民等の自主活動に目を向け、寄せられる声や困り事に耳を傾けること、協働の機運を感じ取ることがいかに重要であることを示唆しています。

皆さんの日常業務や身近な出来事の中にも、もしかすると協働につながるきっかけが潜んでいるかもしれません。普段から地元の地域力に着目するとともに、協働の考え方を知り、頭の片隅で意識しているということが、協働の出発点となるのではないかと思います。

また、幅広く業務がある中で、個々に協働に対する適・不適はありますが、現行業務の実施過程などを振り返り、「改めてそこに新たな協働の余地はないか」、「実は“協働”として捉え直すことができ、レベルアップを図れるものはないか」など、新たな発想で現状を見渡してみることも大切なことと思われます。

そして、その際の協働の具体的な進め方については、職場で定める協働に関する手引などがあれば、再度確認してみてもはいかがでしょうか。

また、当調査会のホームページにも調査研究報告書である「市民活動団体等との協働のススメ～協働のまちづくりの成功の秘訣～」を掲載していますので、ぜひご活用ください。

この調査が、皆さんの市民協働に対する意識向上や積極的な取組の一助となれば幸いです。



#### 【参考文献】

- 「市民活動団体等との協働のススメ～協働のまちづくりの成功の秘訣～」(平成22年3月/自治調査会発行/ホームページにて閲覧・ダウンロード可)
- 「府中市市民協働の推進に関する基本方針」(平成26年5月)

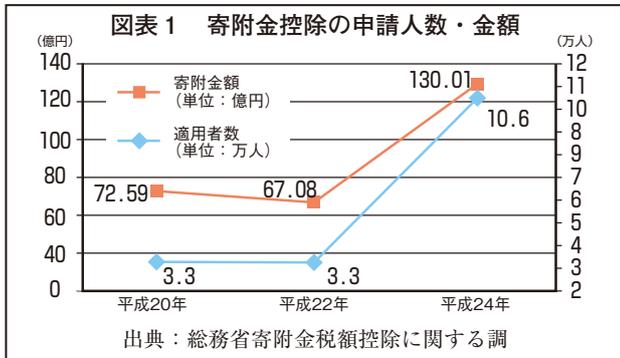
# ふるさと納税とクラウドファンディングについて

## ～寄附者のパーソナリティーと意向の調査から～

調査部研究員 古川 拓朗

### 1. はじめに

全国で平成24年1年間に地方自治体に寄附を行った人は、10万人を超え、金額も約130億円を記録しています。平成22年と比較すると金額で約2倍、人数においては3倍以上に達しています(図表1)。



自治体の中には、自主財源の2%以上を継続して獲得している事例も存在しています。多摩・島しょ地域の平均的な人口規模である10万人程度の自治体で換算すると、自主財源の2%は約4.4億円に値します。しかし、寄附は増えてきているものの、寄附者がどんな人(パーソナリティー)で、どういった考え(意向)を持っているかということは意外と知られていません。

本調査では、いわゆる“ふるさと納税”を行う人のパーソナリティーと意向について、明らかにすることで、多摩・島しょ地域の自治体が寄附に関する施策を考える際に参考となる情報を提供します。また、自治体が広く寄附を募る新たな手法である“クラウドファンディング”についても紹介します。

### 2. ふるさと納税は“納税”でなく“寄附”

ふるさと納税制度は様々な角度からの賛否両論がある中、平成20年の地方税法の一部改正により地方自治体に対する寄附金税制が拡充されたことによりはじまりました。

ふるさと納税の制度は直接“納税”する制度で

はなく“ふるさと”を含めた“自分が応援したい”自治体に“寄附”をする制度です。なぜ納税と呼ぶかという、自分が応援したい自治体に寄附をすると、現在の居住地への住民税や所得税が減り、結果として自分が応援したい自治体に税金を納めたことと同じような効果があるからです。寄附を受ける自治体は、「出身地」や「以前居住していた場所」でなくても、「お世話になった場所」や「応援したい地域や事業」など自由に選ぶことができます。自治体は財源を得て、寄附者の意向に応えることとなります。また、寄附者へのお礼の特典などを通じて特産品のPRをするなど、シティセールスや産業振興などの視点からの効果も期待できることから、現在では様々な自治体で注目・活用されています。

### コラム ～ふるさと納税の仕組み～

ふるさと納税をした人が、寄附金控除(控除・還付)を受けるためには、寄附をした後、確定申告等をする必要があります。確定申告を行うことにより、寄附金のうち、2,000円を超える部分について、住民税の概ね1割を上限に、所得税と合わせて全額が原則として控除・還付されます。(詳しくは総務省のホームページをご覧ください)

図表2 ふるさと納税の寄附金や税金の流れ



### 3. ふるさと納税者のパーソナリティー

ここまでは寄附に関する状況や、ふるさと納税制度の概要を述べてきました。では、ふるさと納税をした人はどういった人なのでしょう。その傾向や、意向を知るために、全国300人の方に対し行った、インターネットアンケー

ト結果をもとに特徴的な事項を取り上げてみます。

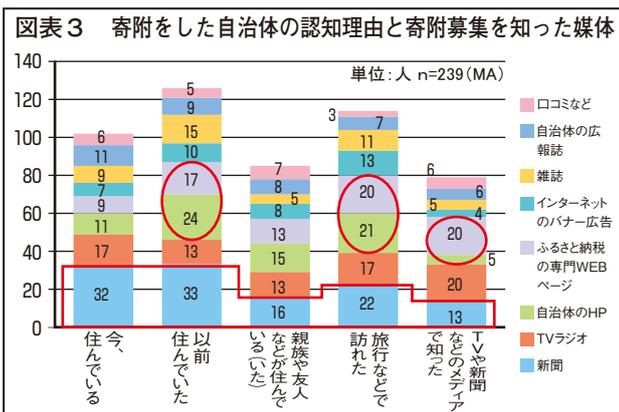
①都市部在住者が多い

ふるさと納税をした人の約66%が東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の都市部在住者でした。しかし「ふるさと納税」の名の通り、過去の居住自治体に寄附した人と、現在の居住自治体へ寄附した人の割合は、合計でも50%ほどであり、居住とは関係のない自治体への寄附も大きなボリュームがあることが分かります。

②ふるさと納税を知る機会は人それぞれ

ふるさと納税で寄附をした人は、過去または現在の居住者以外も多い事が上記①から推察できますが、その自治体を知っていた理由（上位5つの理由）と共にその自治体が寄附の募集をしていることを知った媒体などを聞きました（図表3）。

ふるさと納税の募集を知った媒体として、「新聞」は寄附をした自治体の認知理由に関わらず上位にあることがわかりますが、「以前住んでいた」「旅行で訪れた」「メディアで知った」などの理由の場合は、「自治体のHP」や「ふるさと納税専門のWEBページ」などインターネットで寄附の募集を知ったと多く回答している事が注目されます。



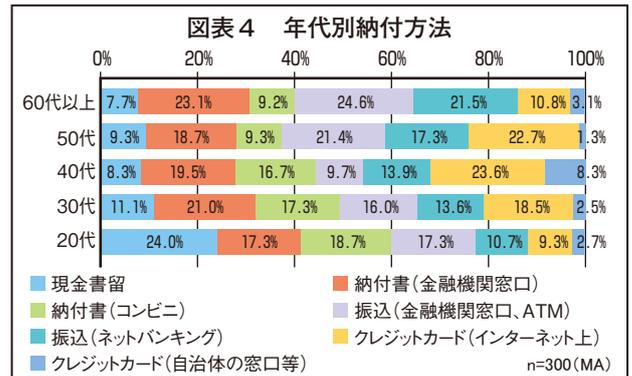
③ふるさと納税者の趣味は旅行とグルメが多い

ふるさと納税をした人の趣味や興味で特筆できる点は、旅行や料理、グルメと答えた比率が合計で6割に達することです。これは、食に関する特産品などを寄附者に対して送付している自治体が多い事や、寄附をした自治体の認知理由に関する質問（図表3）で、旅行などで寄附

自治体を知ったという理由が多かった事とも関連がある可能性が考えられます。

④納付手段は様々

納付手段は20代では現金書留で納付した割合が比較的高いものの、概ねどの世代も様々な方法で納付しています（図表4）。そのため、寄附の受け入れに当たっては多様な納付手段を用意しておくことが肝要と思われます。



4. クラウドファンディングにおける寄附者のパーソナリティー

ここでは、新たに寄附を募る方法であるクラウドファンディング（以下、CF）についてその概要と、CF寄附者のパーソナリティーを取り上げます。

コラム ~CFの仕組み~

CFは資金の出し手と資金を集めたい人の間に仲介者がいる場合が多く、仲介者が設置したWeb上のプラットフォームで、資金を集めたい人が事業企画・目標金額・募集期間を紹介し、それに賛同した資金の出し手が資金提供を行います。（図表5）。

図表5 クラウドファンディングの資金の流れ

**資金の出し手**

寄附型 購入型 投資型

出資

商品

出資

配当

**クラウドファンディング運営会社**

ポル

インターネットサイトを通じて募集

**資金を集めたい人**

出資

リターン

個別具体的プロジェクトを提案  
例：〇〇学区放課後児童対策実施のための資金募集

従来であれば、資金の出し手が見つからない事業企画であっても、CFにおいてはインターネットという広範にアクセスが可能な領域で資金提供を呼びかけるため、賛同者が現れる可能性が高まるといわれています。

CFとは資金を集めたい人が、インターネットを通じて多くの資金の出し手（crowd=群衆）から少額ずつ資金を集める方法のことを指します。自治体においては平成23年に地方自治法施行令が改正された事により、第三者が寄附金等を自治体に代わって募ることが可能になり実現しました。

事例としては、鎌倉市が初めて地方自治体主体で観光施設整備事業を実施しました。市内10カ所の観光ルート板を設置するための事業費を募集し22日間で目標金額の100万円を達成しました。このようにCFは、形式上ではありますが「ふるさと納税」に比べて、より具体的事業内容を示すことができます。そのため、職員自らのアイデアを形にするための原資獲得に向いているといえます。

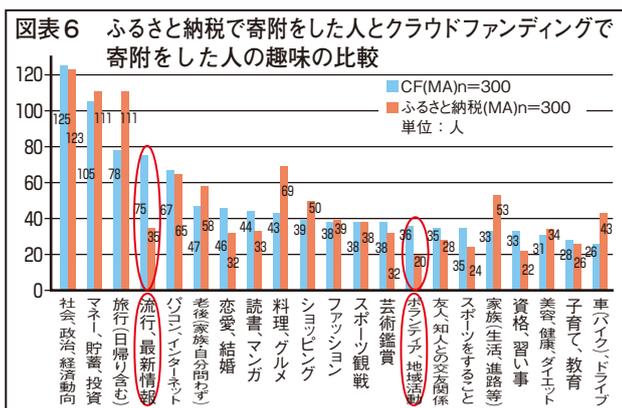
以下では、CFで寄附をした全国300人の方に対して行った、インターネットアンケート結果をもとにふるさと納税者のパーソナリティーと比較して特筆できる事項を取り上げます。

### ①情報収集意欲が高い

趣味や興味を尋ねたところ「流行、最新情報」と答えた人はふるさと納税経験者より2倍以上多い回答がありました（図表6）。寄附募集を知った媒体の（メディア等）数もふるさと納税経験者は約1.6媒体/人だったのに対しCF経験者は2.2媒体/人とCF経験者はより多くの情報に触れていることが分かります。

### ②貢献活動に興味がある

趣味や興味のある事柄を尋ねた質問に対して「ボランティア、地域活動」と答えた人の割合はふるさと納税と比較して2倍近くの回答がありました（図表6）。寄附の性格・趣旨を考えて税金の還付を目的に確定申告をしない人の割合



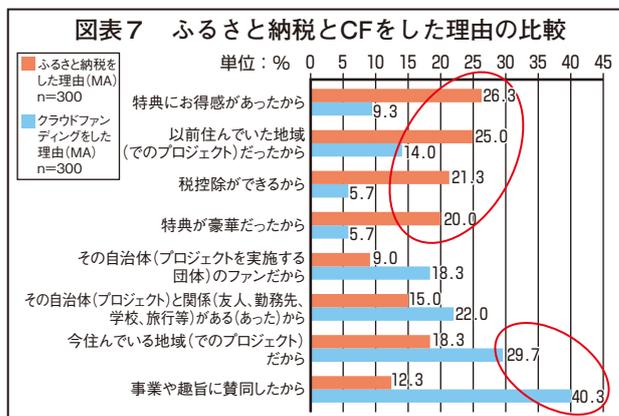
もふるさと納税の約3.3倍です。ボランティアや無償の精神を持つ人が多く、貢献活動への興味がある人が多いのではないかと推察されます。

## 5. 寄附者（ふるさと納税・CF）の意向

ここまでは、ふるさと納税やCFの制度などの概要や、その経験者のパーソナリティーを中心に考察してきましたが、この章では、ふるさと納税経験者とCF経験者の寄附の理由（各々上位4つ）を比較して取り上げます（図表7）。

### ①ふるさと納税経験者の場合

ふるさと納税をした理由では、特典や税控除などの理由が比較的目的につきます（図表7）。ふるさと納税にまつわる特典や、税控除などがメディアなどで取り上げられている事が要因になっていると思われます。



### ②CF経験者の場合

CFの場合は、「事業や趣旨に賛同したから」が大きな理由となっており（図表7）、賛同や地域のファンというものが寄附の動機として比較的大きな要素を占めていることから事業内容の重要性がうかがえます。

## 6. 寄附の醸成に向けて

今後、寄附者の意向などを踏まえながら、ふるさと納税や、クラウドファンディングなどの寄附を活用していくためには、どのようなことに注意していけばよいでしょうか。

### ①気軽に、簡単に、楽しく

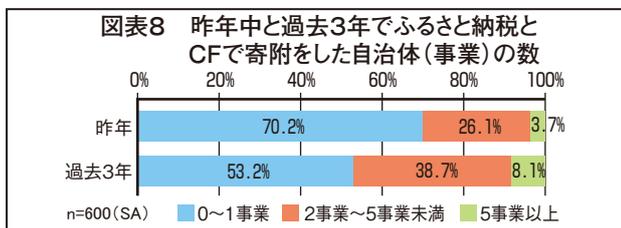
20～60代の男女1050人を対象に実施した意識調査（NTTレゾナント「社会貢献活動に対する意識調査」）によると、「インターネット上で行える社会貢献活動に参加したい」人は58%でした。また、社会貢献活動へより積極的に取り組むために必要な要素は何かという質問に対し、気軽さ、

簡単さ、楽しさの3要素が重要であることが示されています。

国立市では、地元産品の特典の用意や、島しょを除く都内では初めて、クレジットカードでも寄附ができるように「くにたち未来寄附」の制度を見直したところ、約2ヵ月でおおよそ215件・1,260万円の寄附が集まりました。このように、クレジットカードでの寄附の気軽さや、特産品を選ぶ楽しさが結果として、多くの寄附を集める事となった好事例といえるのではないのでしょうか。

### ②リピーターをつくる

昨年と過去3年で寄附をした自治体（事業数）を比較しました(図表8)。いずれの回答も、寄附をした自治体数は0～1が過半数を占めており、寄附をした経験は多数の人が1回であることが分かります。さらに、昨年1年で寄附をした自治体数が0～1と回答した人は、過去3年間のうち昨年初めて寄附した人であると推定でき、図表1の、近年の寄附金控除の増加と合わせて考えると昨年1年で初めて寄附をした人が多いことが推察されます。



また、今後のふるさと納税の意向に関しては92%以上の方が「する」または「条件が合えばする」と答えています。つまり「寄附を初めてした人が多い」「今後の寄附の意向は90%以上」ということを考えると、寄附した人に自治体のファンや事業の賛同者になってもらったり、意向をきちんと把握し具現化できていれば、毎年継続した寄附を受けられる可能性が高まるのではないのでしょうか。

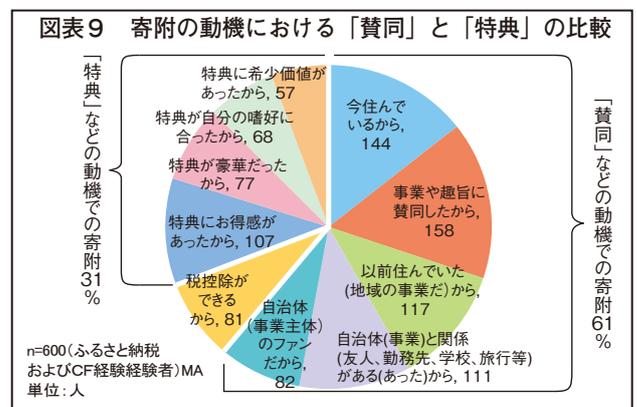
### ③アピールポイントを明らかにする

総務省が全国の市区町村1742団体に対して行った調査（総務省自治税務局「ふるさと納税に関する調査結果」）では約52%（909団体）が寄附に対して特産品等を贈っていると回答しています。その中で成功例の多くは特産品のアピールポイントが明確です。

また、寄附を募る目的や事業内容もアピールポイントを明確にすることが必要と思われます。前述の鎌倉市でも観光ルート板10基の設置という詳細な事業内容の提示に加え、寄附募集金額や人数、期限に関しても具体的に寄附者に訴えていることが成功につながっていると考えられます。

### ④地域への愛着を育てる

ふるさと納税とCFで寄附をした理由は、「特典」等よりも、「賛同」や「ファン」「以前（現在の住居地）などのいわゆる「愛着」によるものが多く挙げられています(図表9)。寄附を募る際には、特典等によって「楽しさ」を演出することも重要ですが、賛同や愛着などを寄附者に持ってもらう事も重要な要素と言えそうです。



## 7. まとめ

ふるさと納税の制度が、財源格差是正に関する論議がある中で導入された経緯もあり、都市部においてはふるさと納税など自治体が寄附を募る制度は、地方部へ財源が流出すると指摘されていました。しかし、本調査においては寄附者の動機は様々であり、「地方出身者がふるさとに寄附をする」といった理由以外の人も多いということをはかりました。「賛同」「楽しさ」「簡単さ」などを明確に感じられるスキームの設計ができれば、どの自治体でもより多くの寄附をしてもらえる可能性があります。

自治体が寄附を募ることは、自身の自治体に居住する住民に地域の資源を見直してもらえたり、地域への愛着を持ってもらえる事が期待できます。また、職員にとっても自らのアイデアについて財源を確保し事業化する手段としても有効な可能性があり、職員の意識啓発や組織の活性化にも資するのではないのでしょうか。

## いまさら聞けない行政用語

### 【特別徴収】について

調査部研究員 幡野尚裕

#### 1. はじめに

皆さんは「とくちょう」、「ふちょう」という言葉を聞いたことはありませんか？行政用語に限ると、多くの場合、「特別徴収」、「普通徴収」を略した言葉です。

この言葉は、実は税務だけでなく市区町村の様々な事務に関係のある言葉ですが、あまり詳しく知らないという方も多いのではないのでしょうか。

今回は2つの徴収方法の違いや「特別徴収」の種類等について解説をしたいと思います。

#### 2. 「特別徴収」と「普通徴収」の違い

地方税法において「特別徴収」と「普通徴収」は図表1のとおりとなっています。

図表1 地方税法における用語の意義

用語	意義	地方税法
普通徴収	徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。	第1条1項第7号
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。	第1条1項第9号
特別徴収義務者	特別徴収によって地方税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者をいう。	第1条1項第10号

出典：地方税法第1条より作成

この意義を分かりやすく言えば、「特別徴収」は、個人が直接納付するのではなく、雇用主等の「特別徴収義務者」が個人の納付すべき税金を預かり、市区町村等に納入する制度です。

これに対して、「普通徴収」は、個人が金融機関や市区町村の窓口等で直接納付する方法です。

所得等に関係しない固定資産税や軽自動車税などは「普通徴収」の方法によっています。

以上を踏まえ、これから、具体的な例を挙げて「特別徴収」について説明していきます。

#### 3. 「特別徴収」の種類について

##### ①給与からの「特別徴収」について

皆さんにもっともなじみのあるのは、おそらく個人住民税<sup>1</sup>の「特別徴収」で、毎月の給与から行われる、いわゆる「天引き」のことです。

普通徴収の場合、年4回金融機関・市区町村窓口等または口座振替で納税しなければなりません。しかし、特別徴収であれば、12回に分割されて毎月の給料から天引きされるので、普通徴収に比べて1回あたりの金額が少なく、かつ、納税に向かう手間も省けるメリットがあります。

地方税法第321条の3では、前年中に給与所得があった個人住民税の納税義務者で、かつ、その年の4月1日に給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法により納めることになっていて、納税義務者本人の希望による選択はできません。

また、原則として所得税を源泉徴収している事業主は特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない<sup>2</sup>となっています。

普通徴収は、特別徴収に該当しない自営業者など、給与所得者以外の人や、特別徴収が著しく困難な人が個人住民税を納める方法です。

「特別」と付いている「特別徴収」が、実は法的には原則の方法で、総務省などもパンフレット等で啓発に努めているところなのです。

## ②公的年金からの「特別徴収」について

65歳以上の年金受給者の場合は、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度があります。これは、各市区町村が年金保険者<sup>3</sup>を特別徴収義務者に指定し、公的年金から天引きで保険料や税を徴収する方法です。

ただし、それぞれの保険料や税において定められている特別徴収の条件によって対象者が決まります。

これらの保険料は、その年の4月1日に65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している人が対象となり、受給額に応じて、介護保険料から優先的に特別徴収されます。対象外の場合は、普通徴収によります。

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、地方税法第321条の7の2により、「公的年金等に係る個人住民税は、公的年金から特別徴収の方法により徴収するものとする」と定められており、給与からの特別徴収と同様に納税義務者本人の希望による選択はできません。図表2の要件を備えていれば特別徴収の対象となります。

図表2 個人住民税が公的年金からの特別徴収になる要件

- ①当該年度の4月1日現在65歳以上である。
  - ②前年中に公的年金の支払いを受けている。  
(公的年金に係る個人住民税が課税されている。)
  - ③介護保険料が特別徴収（公的年金からの天引き）されている。
- ※特別徴収される個人住民税が、公的年金の額を超える場合などは保険料と同様に普通徴収によります。

出典：地方税法第321条の7の2及び総務省ホームページより作成

## ③その他の「特別徴収」について

ここまででは、どの市区町村でもなじみのある所得等からの「特別徴収」について説明をしました。

実はこの他にも所得等以外から「特別徴収」の方法により納入をさせている地方税があります。

例えば都道府県税である「ゴルフ場利用税」、「軽油引取税」や市区町村税である「入湯税」などです。

入湯税を例に取って説明すると、入湯税は、鉱泉浴場が所在する市区町村が鉱泉浴場の入湯客に対して課す税金です。この場合、納税義務者は入湯客となり、鉱泉浴場の経営者等が、各市区町村の条例の定めにより特別徴収義務者に指定されます。入湯客は入湯料とともに入湯税相当額を支払います。

入湯客が利用のたびに個々人で市区町村に納税するのはとても面倒で、現実的ではありません。入湯税のような税は、特別徴収によるのが合理的であるとお分かりいただけたでしょうか。

これら以外に法定外目的税等で特別徴収の方法による場合もあります。

富士河口湖町における法定外目的税の例を図表3で紹介します。これは河口湖で釣りをする人に対して、駐車場やトイレの整備、湖畔清掃等のために課す税金で、特別徴収によっています。

図表3 富士河口湖町における法定外目的税の例

課税団体	山梨県富士河口湖町
税目名	遊漁税
目的	環境整備と環境美化
課税客体	河口湖での遊漁行為
課税標準	遊漁行為を行う日ごと
納税義務者	河口湖での遊漁者
税率	遊漁者一人一日につき二百円
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	河口湖漁業協同組合

出典：富士河口湖町遊漁税条例及び富士河口湖町ホームページより作成

## 4. おわりに

このように、お金を納める人と自治体の双方にメリットがあり、税務だけでなく、人事・給与や福祉など多くの行政事務に関わりの深い「特別徴収」は、非常に重要な方法と言えます。それぞれの部署において、職員の皆さんが、市区町村の財源の一つである個人住民税や、各種保険料がどのように徴収されているのかを意識しながら、日々の業務に取り組んでいただければと思います。

1 個人住民税とは市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことを言う。

2 地方税法第321条の4及び各市区町村の条例の規定による。

3 日本年金機構や国家公務員共済組合連合会など年金事業を運営する者を「保険者(ほけんじゃ)」という。

## 平成25年度 調査研究「出張フォーラム」の募集

自治調査会では、平成25年度から普及啓発事業の一環として、前年度に実施した調査研究の内容を多摩・島しょ地域市町村職員の方々に広くお知らせし、行政運営や業務執行に役立てていただくことを目的に、担当研究員が直接各市町村に赴いてプレゼンテーションを行う「出張フォーラム」を実施しています（対象調査研究の詳細は7～11ページをご覧ください）。

「出張フォーラム」は、平成26年6月2日から10月31日までを実施期間としており、募集の受付は、実施希望日の3週間前までとなっております。「これはぜひ聞いてみたい。」と思うようなテーマがありましたら、4月21日付で多摩・島しょ地域各市町村の企画担当課へお送りしました「出張フォーラム希望票」にご記入の上、自治調査会調査部までご提出ください。皆様からの応募をお待ちしております。

## 平成27年度 調査研究テーマの募集

今号では昨年度発行の調査研究報告書を紹介しましたが、来年度の調査研究テーマの選定の参考とするため、各市町村に対して平成27年度調査研究テーマ要望の調査を7月末まで実施しています。

調査票等は7月1日付で多摩・島しょ地域市町村の企画担当課へお送りしておりますので、ぜひ多くのテーマ要望をお寄せください。

テーマ募集とあわせて、調査研究報告書の活用状況に関するアンケート調査も実施しています。アンケートの結果については本紙11月号で報告します。

## 編集後記

つい先日閉幕したサッカーW杯。「本当にスタジアムは出来上がるのか？」世界中をやきもきさせながら、何とか開幕にこぎつけましたが、定時運行なら世界一かもしれない日本人にはお国柄の違いを感じた方も多と思います。

筆者があるラテン系国の田舎を旅していたときのこと。現地案内人は待合せ時刻をとうに過ぎても現れません。結局30分程遅れて悠然と登場しましたが、その地域では「いつものこと」だそうです。啞然とした一方、そんな緩やかな空気が地域の魅力を放っていることも悟った瞬間でした。

今号では有識者の方々に寄稿をいただきました。「オリンピックと市町村」と「姉妹都市・友好都市交流の新たな可能性」です。異文化交流でお互いの違いと良いところを学び、共に発展する。内向きにならず、新たな刺激を得ることが自治体にとっても、我々自身にとっても大切だと感じています。東京オリンピック・パラリンピックもその契機になればと思います。

(T・H)

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会  
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館 4階  
TEL：042-382-0068  
URL：http://www.tama-100.or.jp/  
責任者 石井 恒利

